

第3節 休日相談会

労使間の困りごとを抱えながらも、平日の相談や来所しての相談が困難な方々の要望に応えられるよう、平成13年から休日の相談会を実施している（平成28年までに、県内で累計82か所で実施・相談件数累計297件）。

また、全国の労働委員会が「個別労働紛争処理制度」周知月間（10月）として周知・広報を行っているのに合わせ、平成27年から県内2か所で街頭啓発を実施している（県公式マスコットのキビタンを起用し、広報用ティッシュ及びチラシを配布）。

[休日相談会開催実績]

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
現 地 相 談 会	実施か所数	1	4	6	6	8	7	10	4	4	4	3	8	6	—	5	6	82
	相談件数	14	34	13	19	20	18	21	14	3	12	12	24	9	—	19	17	249
電話相談(相談件数)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	0	2	18	7	7	48

[街頭啓発の様子]



[広報用ポケットティッシュ]



[労働委員会広報用カード表面]



[労働委員会広報用カード裏面]



[労働委員会広報用チラシ]

労働者・事業主のみなさんへ

労働トラブルでお困りなら

労働困りごと相談窓口

☎024-521-7594
 土日祝日を除く8:30~17:15

メール: roudousoudan@pref.fukushima.lg.jp

福島県労働委員会

[個別あっせんチラシ]

労働のトラブルはあっせんで解決を!

あっせんとは?
 労働者個人と事業主との間で起きた労働に関するトラブルについて、労働委員会が、当事者双方の話を聞いて高懸念を察し、多岐にわたる解決を図る制度です。

- Q 労働者個人と事業主との間で起きた労働に関するトラブルについて、労働委員会が、当事者双方の話を聞いて高懸念を察し、多岐にわたる解決を図る制度です。
- Q 労働者個人と事業主との間で起きた労働に関するトラブルについて、労働委員会が、当事者双方の話を聞いて高懸念を察し、多岐にわたる解決を図る制度です。
- Q 労働者個人と事業主との間で起きた労働に関するトラブルについて、労働委員会が、当事者双方の話を聞いて高懸念を察し、多岐にわたる解決を図る制度です。
- Q 労働者個人と事業主との間で起きた労働に関するトラブルについて、労働委員会が、当事者双方の話を聞いて高懸念を察し、多岐にわたる解決を図る制度です。

福島県労働委員会 〒960-8043
 福島県福島市千町8-2(福島県総合センター4階)
 電話 024-521-7594(直通) FAX 024-521-7595

[チラシ裏面]

労働者と使用者との労働トラブルの解決をお手伝いする公正・中立な用の行政機関です。

労働委員会

労働者委員 公益委員 使用者委員

専門知識や経験を活かして問題解決に当たります!

相談内容のご案内

労働者(個人、労働組合)と使用者との間で、労働契約が結ばれたときに、申請に基づき公正・中立の立場で、迅速・円滑に解決に向けた調停(あっせん、調停、仲立)を行います。

労働者による団体交渉や労働組合であること等を理由とする不利益取扱いなどの不当行為行為について、労働委員会や労働者から救済申立てがあった場合は、内容を調査し解決を図ります。

福島県労働委員会事務局
 〒960-8043
 福島市中町8番2号 福島県総合センター4階

[相談会(H27.10月開催)ポスター]

労働困りごと相談会

(開催日時) 平成27年10月18日(日)
 午前9時~午後5時

1 現地相談会

(福島会場) 県労働委員会事務局 (福島市中町8-2 自治会4階)	(郡山会場) 郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)
--	---

※ 事前予約を要付けています(10月16日(金)午後5時締切)。予約は労働委員会事務局まで、事前予約なしで当日参加することもできます。

2 電話相談(県内全域)
024-521-7594

【お問合せ】 **福島県労働委員会事務局**
 TEL: 024-521-7594
 住 所: 福島市中町8-2 福島県自治会館4階
 主 催: 福島県労働委員会